NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU
長島・大野・常松 法律事務所

NO&T Data Protection Legal Update
個人情報保護・データプライバシーニュースレター

2024 年 1 月　No.39

個人情報保護・プライバシー
2023 年の振り返りと 2024 年の展望　～日本編～

2023 年も、世界各国で、個人情報保護及びデータに関連する法令が成立・改正・施行され、当局による重要な執行事例やサイバー攻撃、不正アクセスによる情報漏えい事案も多く見られました。また、AI 規制、子どものプライバシー、医療データの利活用といった関連領域についても、国内外で活発な議論・規則化が行われています。本年もこの流れは継続することは間違いなく、グローバルに活動している日本企業にとって、各国における規制動向や潮流をタイムリーに把握し、平時・有事に備えることが重要です。

本ニュースレターでは、本号から 4 回にわたり、日本、米国、欧州、中国を含むアジアという各主要地域について、昨年の個人情報保護・データプライバシーに関する動き（法令改正・当局ガイダンス、当局による執行事例やデータインシデント、生成 AI その他注目を集めたトピック）を振り返ると共に、本年の展望をご紹介してまいります。

弁護士 鈴木 明美
弁護士 椎名 紗彩
弁護士 小宮 千枝
弁護士 正井 勇

1.　法令改正・当局ガイダンス

1.　令和 3 年改正法の全面施行

2023 年 4 月 1 日、個人情報保護法（以下「法」といいます。）のいわゆる官民一元化を図った令和 3 年改正法が全面施行されました [1]。今般の主な施行内容は、地方公共団体にも個人情報保護法の適用が認められた点にあり、民間事業者にとって直接的に関係するものではありませんが、これにより個人情報保護法による共通ルールが全国的に適用されたこととなります [2]。

2.　カメラの利用について

個人情報保護委員会は、2023 年 3 月、「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」と題する報告書（以下「本件報告書」といいます。）を公表しました [3]。本件報告書の対象は、個人情報

1 令和 3 年改正法のうち、デジタル社会形成整備法 51 条による改正に係る部分（地方関係）の施行。なお、同法 50 条による改正に係る部分（国・独立行政法人等・学術研究関係）は、2022 年 4 月 1 日に施行されています。
2 なお、それを受けて都道府県や市区町村等各団体による個人情報保護法施行条例の整備がなされています。2023 年 12 月 20 日時点での措置状況は、https://www.ppc.go.jp/files/pdf/231220_shiryou-6.pdf もご参照ください。
3 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kaoshikibetsu_camera_system.pdf
本件報告書は、2022 年 1 月に設置された「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会」で取りまとめられた

© 2024 Nagashima Ohno & Tsunematsu

取扱事業者が、駅や空港等の不特定多数の者が出入りする大規模な施設等において、犯罪予防や安全確保のために顔識別機能付きカメラシステムにより顔画像及び顔特徴データを取り扱う場合に限定されていますが、これに該当する場合、従来型の防犯カメラの利用とは異なり、顔識別機能を用いていること等を明らかにする方法で利用目的の特定が求められる旨や、利用目的の通知・公表の例外である法 21 条 4 項 4 号には該当しない旨等、事業者における取扱いに係る留意事項等が示されています[4]。

また、個人情報保護委員会は、2023 年 9 月、顔画像を取得する機能を有するサーマルカメラを使用する場合における個人情報保護法上の留意点等について、注意喚起文書を公表しました[5]。サーマルカメラを使用する事業者において、当該カメラが特定の個人を識別することができる顔画像を取得する機能を有しているかどうか等を確認した上で、利用目的規律、適正取得規律及び安全管理措置の検討等、法に従った対応を行うことを求めています。

3. 改正電気通信事業法の施行

2023 年 6 月 16 日、改正電気通信事業法が施行されました。改正の内容は多岐にわたりますが、とりわけ外部送信規律は、電気通信事業者に加え、それまで検閲の禁止及び通信の秘密を除いて法の適用対象外であったいわゆる第三号事業者も対象としており、メッセージ等の媒介サービス、SNS、オンライン検索サービス、ニュースサイトのオンライン情報提供等を行う事業者を含め、多数の事業者に影響があります[6]。

4. 次世代医療基盤法の改正

2023 年 5 月 26 日、個人情報保護法の特別法である次世代医療基盤法の改正法[7]が公布されました。改正法の主眼の一つとして、既存の匿名加工医療情報に加え、仮名加工医療情報の利活用に係る仕組みが新たに創設され、仮名加工医療情報利用事業者について大臣の認定が必要とされることとなりました。2024 年 1 月 12 日には、次世代医療基盤法施行令及び施行規則の改正案の概要、ガイドライン案並びに基本方針案の概要が公表されると共に、パブリックコメント手続きにおける意見募集が開始されています[8]。改正法の施行日は、一部を除き公布の日から起算して 1 年以内で政令により定める日とされており、現時点では 2024 年 4 月 1 日が予定されています。

2. 当局による執行事例等

1. 個人情報保護委員会の活動実績

以下の表は、個人情報保護委員会が公表している民間事業者に対する監督等の実績をまとめたものです[9]。

ものであり、顔識別機能付きカメラシステムを導入する個人情報取扱事業者における留意事項や自主的取組事項について記載されています。

4 その後、本件報告書を受けてガイドライン Q&A が改正されたことに加え、「カメラに関する Q&A」として、ガイドライン Q&A より抜粋したものも公表されているほか、個人情報保護委員会の HP にて特設サイトの設置も行われています。

5 https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/230913_alert_thermal_camera/
なお、サーマルカメラを製造・販売する事業者に対する文書も同時に公表されており、サーマルカメラのユーザー等に対する周知事項が示されています。

6 詳細については、個人情報保護・データプライバシーニュースレターNo.26・テクノロジー法ニュースレターNo.32（「改正電気通信事業法（2023 年 6 月 16 日施行）における、利用者情報の外部送信規制のポイント（2023 年 5 月 31 日更新版）」）をご参照ください。

7 改正後の正式名称は、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」。

8 詳細については、薬事・ヘルスケアニュースレターNo.26（「次世代医療基盤法の政省令改正案の概要及びガイドライン案等の公表について」）をご参照ください。

9 ここでは個人情報保護委員会が直接受付又は実施したものの集計値を記載しており、この他に、委任先省庁等を経由して受付したもの及び委任先省庁の実施した報告徴収・立入検査が存在します。

© 2024 Nagashima Ohno & Tsunematsu

	R3 上半期	R3 下半期	R4 上半期	R4 下半期	R5 上半期
個人データの漏えい等事案の報告の受付	517 件	525 件	1587 件	2630 件	**3154 件**
報告徴収	179 件	149 件	62 件	19 件	**60 件**
立入検査	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件
指導・助言	113 件	104 件	30 件	85 件	**165 件**
勧告	1 件	2 件	1 件	0 件	0 件
命令	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件

令和 5 年度上半期は、前年同期と比較して、個人データの漏えい等事案の報告の受付数が約 2 倍となっています。2022 年 4 月 1 日の令和 2 年改正法により漏えい等報告が義務化されて以降、受付数は増加し続けており、義務化以前の令和 3 年度上半期と比較すると、個人データの漏えい等事案の報告の受付数は約 6 倍になっています。

また、報告徴収の件数は前年同期と比してほぼ同程度であったものの、指導・助言の件数は約 5 倍に増加しています。令和 5 年度の個人情報保護委員会活動方針 [10]には、前年度の同方針には記載のなかった「同種の事態が起きないよう機動的に必要な指導・助言、勧告等の法執行を行うほか、必要に応じて注意喚起等を行う。」との記載があり、今般の指導・助言の件数の大幅な増加は、同方針に則した活動の結果と思われます。下記 4．2 に記載のいわゆる 3 年ごと見直しに関する検討の方向性において、実効性のある監視・監督の在り方が示されていることにも繋がっているものと思われます。

2. 公表された執行事案

2023 年の民間事業者に対する執行事案で、個人情報保護委員会により公表されたものは下の表のとおりです。

1 の事案に係る刑事告発は、個人情報保護同委員会として初めて行った刑事告発です。

3 及び 4 の事案においては、事業者が保管していた個人データが想定されている範囲とは異なる範囲の者により閲覧できる状態になっていましたが、他にも同種の事案が複数報道されています。事業者においては、改めてシステムのアクセス権限に係る設定を確認する等の方法により、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることが推奨されます。

No.	執行対象	事案の概要	処分内容
1	破産者情報を提供する事業者 [11]	多数の破産者（破産手続開始決定を受けた者）等の個人データをウェブサイトで容易に検索可能な形で違法に提供した事業者が、個人情報保護委員会による法 145 条 2 項に基づく命令や法 143 条 1 項に基づく報告徴収に係る対応をしなかった事案について、同事業者に対し、関係捜査機関への告発を実施したもの	法 173 条に係る違反行為及び法 177 条 1 号に係る違反行為に関する関係捜査機関への告発（1 月 11 日）
2	兵庫県尼崎市の業務の再委託先事業者 [12]	尼崎市から臨時特別給付金支給事務を受託していた事業者から再委託された IT サービス事業者の従業員が、同市の住民の個人データが保存された USB メモリを紛失した事案について、同事業者に対し、安全管	法 144 条に基づく指導（2 月 22 日）

10 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/R5_katsudouhoushin.pdf
11 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230111_houdou.pdf
12 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230222_houdou.pdf

© 2024 Nagashima Ohno & Tsunematsu

		理措置の十分性の確認及び改善策の実施等を指導したもの	
3	送配電事業者及び小売電気事業者 [13]	電力の送配電を行う事業者及びそのグループ会社又は同一会社の小売部門である電力の小売事業を行っている事業者において、共同利用している顧客データベースを保管するシステムや操作端末の管理の不備が生じていたとされ、個人データの取扱いの委託先の監督が必要かつ適切なものといえず、また、同データベースから個人データが取得されていた方法が適切でないと評価された事案について、同事業者らに対し、法上の問題点を踏まえた確実な対策を講ずること並びに個人データの適正な取得、安全管理措置の確認及び委託先の管理を講じること等を指導したもの	法 147 条に基づく指導（6 月 29 日）
4	個人データの取扱業務の委託先 [14]	車両利用者に対するサービスを提供する事業者が同サービスに関する個人データの取扱いを関連会社に委託していたところ、同サービスのためのサーバが公開状態に置かれていたことにより同個人データが外部から閲覧できる状態にあった事案について、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること等を指導したもの	法 147 条に基づく指導（7 月 12 日）

3. 個人情報漏えい等事案

株式会社東京商工リサーチの調査 [15]によりますと、2023 年に上場企業とその子会社が公表した個人情報の漏えい・紛失事故は 175 件、漏えいした個人情報は前年の約 7 倍の 4,090 万 8,718 人分と大幅に増加しており、ウイルス感染・不正アクセスの件数が過去最多であったとも指摘されています。

2023 年 11 月には、国内の IT 事業者において、第三者の不正アクセスにより 40 万件を超える個人情報の漏えい（おそれを含みます。）が発生したことが、当該事業者により公表されました。海外の関係会社の委託先従業員の PC がマルウェアに感染したことを契機として、共通の認証基盤で管理されていた海外の関係会社のシステムを介して、当該事業者のシステムにも不正アクセスが行われたことによるものです。

委託先を含めたサイバー攻撃への対策やネットワーク環境・アクセス管理について、自社の備えを確認しておくのも一案と思われます。

3. 注目を集めたトピック

以上のほか、2023 年に注目を集めた個人情報保護・プライバシーに関する主なトピックとしては、以下が挙げられます。

1. 生成 AI に関する注意喚起

2022 年末に OpenAI 社が公開した ChatGPT の利用が世界中で急速に拡大する中、各国のデータ保護当局が生成 AI における個人情報の利用について検討し、2023 年 3 月末にはイタリアのデータ保護当局が ChatGPT を一時使用禁止としました。そのような中、個人情報保護委員会は、2023 年 6 月 2 日、生成 AI サービスの利用に関して注意喚起文書（以下「本件文書」といいます。）を公表しました [16]。

13 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230629_01_houdou.pdf
14 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230712_01_houdou.pdf
15 株式会社東京商工リサーチ「～2023 年「上場企業の個人情報漏えい・紛失事故」調査～」（2024 年 1 月 19 日）
16 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_kouhou_houdou.pdf

© 2024 Nagashima Ohno & Tsunematsu

本件文書は、OpenAI 社に対する注意喚起の概要とともに、生成 AI を利用するに当たって個人情報取扱事業者や一般の利用者に向けた留意事項を公表したものです。本件文書では、生成 AI サービスを利用する個人情報取扱事業者において、①生成 AI サービスに個人情報を含むプロンプトを入力する場合には、特定された当該個人情報の利用目的の範囲内であることを十分に確認すること、②本人の事前の同意を得ることなく生成 AI サービスに個人データを含むプロンプトを入力する場合、AI サービス提供事業者が、プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的（例：機械学習）で入力された個人データを取り扱わないことを十分に確認することとされています。

上記②は、プロンプトに入力した個人データがプロンプトに対する応答結果の出力の目的でのみ取り扱われる場合、当該プロンプトに入力する行為は個人データの「提供」に該当せず [17]、本人の事前の同意を要しないが、それ以外の目的で取り扱われる場合は個人データの「提供」に当たり得ることを前提としていると考えられ、これは、少なくとも生成 AI のプロンプト入力の場面に限っては、個人情報保護委員会がいわゆるクラウド例外の解釈を拡張したものと見ることもできるように思われます。

2. 全国初の不正提供罪の適用

以前勤務していた会社の営業先等に関する名刺データを不正に転職先に提供したという容疑で、当該会社の元従業員が 2023 年 9 月に個人情報保護法の不正提供罪（法 179 条）により逮捕・起訴され、その後有罪が確定しました。不正提供罪は 2015 年に新設されましたが、警視庁によると、同罪による逮捕は全国初とのことです。

通常、営業秘密の不正持ち出しには不正競争防止法の適用が考えられますが、本件の名刺データのように「営業秘密」に該当しない可能性のある情報の不正持ち出しであっても、個人情報保護法上の罰則の適用を受ける可能性があることは注目されます [18]。

3. サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブックの改訂

2023 年 9 月、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）により、「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」の改訂版が公表されました [19]。2023 年は、ウクライナ情勢を巡る報道のほか、マルウェアである Emotet の活動再開やランサムウェア被害の増加等、サイバーセキュリティを巡る話題が多く取り上げられましたが、本件 Q&A ハンドブック改訂はこのようなサイバーセキュリティを取り巻く環境変化、関係法令・ガイドライン等の成立・改正を踏まえて行われたものです。本 Q&A ハンドブックでは、EC サイトを模した「サイト構築型」のフィッシングによる個人情報漏えいに関する記載等もあり、サイバーセキュリティに関する最新の問題やその対策について触れられています。本 Q&A ハンドブックを確認し、改めてサイバーセキュリティについての体制を整えることが有益であるといえます。

4. 2024 年の展望

1. 個人情報保護法施行規則及びガイドライン改正

2023 年 12 月に、個人情報保護法施行規則及びガイドラインの改正が成立しました [20]。実務への影響が想定される内容として、漏えい等報告及び安全管理措置について、対象となる個人データの範囲が、既に個人情報データベース等を構成する個人データのみならず、「個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情

17 したがって、第三者提供規律である法 27 条及び 28 条の適用も受けないものと考えられます。

18 このような事件を受け、個人情報保護委員会は、11 月 16 日、「個人情報データベース等不正提供等罪の適用事例等を踏まえた安全管理措置及び漏えい等の報告に関する留意点について（注意喚起）」を公表しました。

19 https://security-portal.nisc.go.jp/guidance/pdf/law_handbook/law_handbook_2.pdf

20 個人情報保護委員会「「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（案）」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）」に関する意見募集の結果について」（2023 年 12 月 27 日）

© 2024 Nagashima Ohno & Tsunematsu

報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」に拡大されています[21]。

当該改正は、近時問題となっている Web スキミングを念頭においたものであり、本年４月１日から施行される予定です。事業者においては、個人情報取扱規程その他の内部規定を見直し、当該改正を踏まえた安全管理措置及びインシデント対応を行う体制を整備することが望まれます。

2. 3 年ごと見直しの検討状況

個人情報保護法の令和２年改正法附則 10 条の規定を踏まえ、個人情報保護委員会は、現在、いわゆる３年ごと見直しについて検討を進めており、2023 年 11 月には、3 年ごと見直しについての検討の方向性を公表しました[22]。

ここでは大きく３つの方向性が示されており、上記2.2に記載した破産者マップ事案や不正提供事案等を受け、①技術発展等を踏まえた実質的な個人の権利利益の保護の在り方、②このような重大かつ悪質な事案に対して実効性のある監視・監督の在り方、そして③各分野の特性も踏まえた個人情報等の利活用についての検討が進められています。本年春には「中間整理」が公表される見込みで、これを踏まえた改正法は令和 7 年の通常国会で審議されることが予定されています。次回改正法の方向性及び内容については、本ニュースレターでも随時取り上げる予定です。

2024 年 1 月 25 日

21 漏えい等報告について改正後の施行規則 7 条 3 号、安全管理措置について法 23 条。
22 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/231115_shiryou-2-1.pdf

© 2024 Nagashima Ohno & Tsunematsu

[執筆者]

鈴木 明美（弁護士・パートナー）
akemi_suzuki@noandt.com
クロスボーダーを中心とする M&A・企業法務一般のほか、国内外の企業に対するデータ保護規制、その他データにまつわる様々な法律問題に関する助言を行っている。1999 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2000 年弁護士登録。2006 年 Stanford Law School 卒業（LL.M.）。

椎名 紗彩（弁護士）
saaya_shiina@noandt.com
個人情報保護法制をはじめとするデータプロテクション分野を中心として、IT 関連法務、テクノロジー関連に関して法的助言を行っているほか、コーポレート/M&A・企業法務一般のアドバイス等、広く企業法務全般を取り扱う。2018 年弁護士登録、長島・大野・常松法律事務所入所。2021 年-2023 年個人情報保護委員会勤務。

小宮 千枝（弁護士）
chie_komiya@noandt.com
知的財産法、個人情報保護法分野をはじめとして、企業法務全般に関するアドバイスを提供している。2020 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2021 年東京大学法科大学院(司法試験合格により)退学。2022 年長島・大野・常松法律事務所入所。

正井 勇（弁護士）
isamu_masai@noandt.com
不動産取引や買収ファイナンス等のファイナンス取引、個人情報保護・プライバシー、知的財産法、コーポレート関連等、企業法務全般に携わっている。2020 年東京大学法学部卒業。2022 年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

© 2024 Nagashima Ohno & Tsunematsu

[編集者]

鈴木 明美　　パートナー
akemi_suzuki@noandt.com

森 大樹　　パートナー
oki_mori@noandt.com

殿村 桂司　　パートナー
keiji_tonomura@noandt.com

長島･大野･常松 法律事務所　　www.noandt.com

〒100-7036　東京都千代田区丸の内二丁目７番２号 ＪＰタワー
Tel: 03-6889-7000（代表）　Fax: 03-6889-8000（代表）　Email: info@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。
（*提携事務所）

NO&T Data Protection Legal Update ～個人情報保護・データプライバシーニュースレター～の配信登録を希望される場合には、<https://www.noandt.com/newsletters/nl_dataprotection/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-dataprotection@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。

© 2024 Nagashima Ohno & Tsunematsu